

令和 7 年 7 月 17 日（倫理審査委員会許可日）

「新潟県内精神科入院患者自殺調査」へご協力をお願い

—平成 31(2019)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までの間

に新潟県内精神科病院内で自殺された患者様のご遺族へ—

【病院内事故報告の調査研究への使用のお願い】

新潟県精神保健福祉センターと新潟市こころの健康センターでは、以下の疫学研究を行っております。内容をご確認ください。

（1）研究の概要

【研究の背景】

精神科病院(いわゆる総合病院の精神科病棟を含む)における自殺は新潟県内において例年ほぼ一定の件数が報告されています。自殺はまれな出来事ですがご本人にとっての不幸であることはもちろん、病院関係者にとっても防止すべき事故であり、その実態を明らかにすることにより少しでも予防につながる研究が必要です。

【研究の意義】

精神科病院における自殺予防が実事例を分析した正確な情報に基づいたものとなることが期待されます。

【研究の目的】

この研究は、県内精神科病院内の自殺の実態を調べることを主な目的としています。そのため、対象調査期間中に自殺された患者さんの事故報告のデータを使用させていただきます。

（2）研究の方法

- ① この調査研究は全国精神保健福祉センター倫理審査委員会で審査され、新潟県障害福祉課長、新潟市保健衛生部長の承認を受けて行われます。

研究期間：倫理審査委員会許可日 ～ 令和 7(2025)年 9 月 30 日まで

対象調査期間：平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 7(2025)年 3 月 31 日まで

- ② 今回の調査研究では上記の対象調査期間中に病院内(外泊中を含む)で自殺された患者さんの事故報告データを集計し、性、年齢、精神疾患の診断の分類、入院形態、時刻、場所（病室、保護室、その他病院敷地内、外出・外泊先）、手段について調査します。

- ③ 病院から県または市への定例の事故報告で得られたデータを使用する研究であり、新たな検査や費用が生じることはなく、また、データを使用させていただいたご遺族への謝礼等也没有ありません。
- ④ 使用するデータには個人が特定できる情報は含めません。
- ⑤ 調査研究の成果は、集計結果として学会や科学専門誌などの発表に使用される場合がありますが、個人情報を使用されないためご本人やご遺族のプライバシー漏洩等の心配はありません。
- ⑥ 調査研究の結果、得られた報告書の著作権は新潟県と新潟市に帰属し、ご遺族には帰属しません。
- ⑦ この調査研究は、特定の企業・団体等からの支援を受けて行われるものではなく、利益相反状態にはありません。

⑧ 研究組織（利用する者の範囲）

・情報の分析と報告書のとりまとめを行う研究者

新潟県精神保健福祉センター 所長 阿部 俊幸(研究責任者)

新潟市こころの健康センター 所長 福島 昇（研究分担者）

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、ご遺族としてデータ使用について同意をいただけない場合には、令和7年9月30日までにお手数ですが下記の連絡先まで連絡ください。

【照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先】

新潟県精神保健福祉センター 所長

研究責任者：阿部 俊幸

T E L : 025-280-0111(代) F A X : 025-280-0113

【研究代表者】

新潟県精神保健福祉センター 所長

研究責任者：阿部 俊幸